

「ごみ処理基本計画（案）」のパブリックコメント実施結果

「ごみ処理基本計画（案）」に対する意見を募集した結果、2名の方から貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。以下のとおり、ご提出いただいたご意見と、それに対する組合の考え方を公表します。

- 1 案件名
ごみ処理基本計画（案）
- 2 募集期間
令和5年1月4日（水）から令和5年2月3日（金）まで
- 3 募集結果
 - (1) 提出者数：2名
 - (2) 提出意見数：7件

番号	該当ページ	意見内容	組合の考え方
1	78 ページ	<p>温暖化対策に対する目標値が、エネルギー起源、非エネルギー起源ともに、2030年の政府目標と不整合。</p>	<p>国は、2030年度に温室効果ガスの排出を2013年度比46%の削減を目指すとし、内エネルギー起源CO₂（業務その他部門）の排出を51%削減、非エネルギー起源CO₂の排出を15%削減するとしています。</p> <p>本組合では、エネルギー起源（削減目標：30%）において、2015～2019年度に実施しました焼却施設基幹的設備改良工事で、省エネルギー機器や高効率モーターなどの設備を既に導入しており、これ以上の大幅なCO₂の削減には、発電設備等の整備といった更に大規模な改良が必要となります。</p> <p>本年度、2034年度新施設の稼働に向けた整備方針が決定しましたので、それまでは、現状の設備で効率的に対策を行い、新施設建設の際は、より地球温暖化防止に寄与した施設への建て替えを目指すなど、今後も継続してCO₂削減に意欲的に努めていきます。</p> <p>また、非エネルギー起源（削減目標：20%）においては、プラスチックの焼却が主な原因であることから、構成市町と連携し、プラスチック製品廃棄物の分別収集及びリサイクルの取り組みにより、資源循環の促進に努め、国の目標を上回る削減目標としています。</p>
2		<p>サーキュラーエコノミーに対する取り組み不足。排出者負担化。特にガラス陶器のリサイクル廃止は逆行。将来の事業系ごみ（見込み）の減少がみられない。</p>	<p>サーキュラーエコノミー（循環経済）への取り組みについては、本組合に金属類・粗大ごみとして搬入された廃棄物は、手選別や機械選別により資源を回収していますが、可燃ごみとして搬入された廃棄物を選別し、プラスチックや紙などの資源を取り出すことはできません。構成市町の施策に加え、排出者一人ひとりの分別意識の徹底と協力が不可欠と考えています。</p> <p>本組合に搬入された一般ごみについては、受益者負担の原則に則り、処理に要する料金を使用料としていただいております。陶磁器・ガラスについては、リサイクル材としての活用が難しい状況であることから、排出者責任の観点から埋立処分と</p>

			<p>することとしましたが、今後も調査・研究を継続し、新たな活用方法などについて対応を検討していきます。</p> <p>事業系ごみについては、構成市町から事業者に協力を求め、企業努力により可能な範囲内でバイオガス施設や堆肥化施設などに資源として搬入をしていただいております。</p> <p>より多くの事業者の方に従来の3Rの取り組みに加え、循環型経済が推進されるよう今後も構成市町と連携を図り、ごみの減量と資源化への協力を求めてまいります。</p>
3	53 ページ	<p>広域化計画は、賛成。R44（2062）年は、カーボンニュートラル達成後の世界。カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミーの世界を織り込んだ立案（ゴミの減量：たい肥化、マテリアルリサイクル）と焼却施設の規模の縮小、啓発・教育活動を希望。</p>	<p>ご意見いただきました主旨については、将来の尾張東部・尾三地域の広域化を検討していく際の参考とさせていただきます。</p>
4	23 ページ	<p>第4章第2節第1項 ごみ排出量の実績について 図4-5に示されているごみ排出量の推移では、3市町の総人口が増加しているにもかかわらず、減少していることについて、各市町のごみ減量の取り組み等の効果によるものなのかがわかるように、もう少し考察（理由等）を書き加えた方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見いただきました主旨については、計画本文へ反映いたします。</p>
5	38 ページ	<p>第4章第6節 最終処分の状況について 令和2年度に最終処分量（埋立処分）が大きく減っている理由を明記した方がよいと思います。本計画の目標値は68ページで示されているところの最終処分量（埋立処分）なので、令和2年度にここまで減らすことができた理由は何なのか、明らかにすべきです。また、翌年度は増えている理由についても注釈がつくと、よりわかりやすいので、これらについて追記いただきたいです。</p>	<p>最終処分量（埋立処分）の大部分は、焼却残渣の埋立によるものですが、令和2年度に大幅に焼却残渣埋立量が減量した理由については、計画本文へ反映いたします。</p> <p>令和3年度の増量理由は、令和2年度と同量程度の資源化を見込んでおりましたが、搬出先のひとつである福岡県内のセメント原料の資源化施設が、セメント需要低下に伴う生産量調整のため、令和3年度から搬出できなくなり、公益財団法人愛知臨海環境整備センターで埋立処分をしたためです。</p> <p>令和3年度の増量理由については、主要な増減理由の掲載にとどめたいと考えておりますので、計画本文への反映は見送らせていただきます。</p>

6	68 ページ	<p>第8章第5節 本計画での目標値について</p> <p>38 ページで明らかになっているように、この目標値は令和2年度にすでに達成しています。今後、人口が増加する中で、令和14年度の最終処分量を4,533tとするのは、ほぼ現状維持のようにも受け取れます。もう少し高い目標値にすることはできないのでしょうか。また、なぜ約20%の削減とするのか、目標値の根拠が明らかではありません。このままの目標値とするなら、20.9%の削減を目標値とする根拠を明記してください。</p>	<p>平成29年3月に策定した「第2期ごみ処理基本計画」では、焼却残渣の資源化量を段階的に増加させることにより、令和8年度に1,000tを目指すとしておりました。</p> <p>しかしながら、本組合から排出される焼却残渣の半分以上を埋立処分していた公益財団法人豊田加茂環境整備公社の埋立容量の減少に伴い、令和2年度以降の搬入量に制限が設けられたことから、構成市町と協議し、資源化施設へ搬出することといたしました。</p> <p>焼却残渣については、全て資源化することが望ましいと考えますが、受入れ先の状況や、埋立処分に比べ多大な経費を要することから、将来においても現状の資源化量を維持していくことを想定し、目標値を「愛知県廃棄物処理計画」と同じ基準年である令和元年度比で、約20%の最終処分量削減と設定しています。</p> <p>以上を要約して、計画本文へ反映いたします。</p> <p>なお、今後も新たな資源化の調査・研究を継続し、構成市町と協議を行いながら、埋立量の削減に努めてまいります。</p>
7	77 ページ	<p>第12章 ごみ処理施設の整備計画について</p> <p>表12-1によれば、新施設の建設工事が本計画期間内に行われることになっており、現在の敷地内で建設工事と同時並行でどのようにごみの焼却を行うのか、その点については全く触れられていません。触れられていない以上、問題なくごみ処理はできるものと捉えています。本計画においては、これまでと違って、新施設の整備も含むことから、計画期間の中間点等必要に応じて、計画の修正加筆等行うなど柔軟に対応していただくようお願いします。できることなら、それを計画にも書いていただけたらと思います。</p>	<p>新施設の整備については、来年度に予定している「廃棄物処理施設整備基本構想」の策定から進めてまいります。</p> <p>令和3年度に実施した「施設整備検討業務」では、現有敷地内の未利用部における建設が可能であるとの調査結果も出ておりますが、造成工事や解体工事、鉄塔・送電線工事、仮設道路整備などの課題もありますので、計画の進捗状況につきましては、本組合のホームページで適宜公表していきたいと考えています。</p> <p>なお、今後の計画策定期等については、計画本文3ページ「第3節 計画の期間」へ追記いたします。</p>

※提出いただいた意見は、可能な限り原文を記載しています。